

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- ① 手続名 : 海洋汚染防止証書の有効期間の延長
- ② 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の3第2項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 個船ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船舶所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 :
- ⑦ 添付書類・部数 : 海洋汚染防止検査手帳、海洋汚染防止証書
- ⑧ 申請書様式 : 海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書（第八号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- ② 受付時間：地方運輸局等一覧に記載しております。
- ③ 相談窓口：最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則
- ② 標準処理期間：2日。
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による。

海洋汚染防止証書等有効期間延長申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等及び油濁防止措置緊急措置手引書検査規則第21条第4項第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。

船名	船舶番号
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
海洋汚染防止証書の番号	
海洋汚染防止証書の有効期間	
国際海洋汚染防止証書の有効期間	
運航予定	
備考	